

医科点数等Q & A

(リハビリテーション)

Q 1 リハビリテーション実施計画書・リハビリテーション総合実施計画書の患者等への説明について、2026年診療報酬改定で変更はあったのか。

A 1 原則として患者本人に説明して計画書を交付し、その写しをカルテに添付します。ただし、説明に対して理解が困難と認められる患者については、少なくとも疾患別リハビリテーションを当該患者に対して初めて実施する場合には計画書の内容を患者本人に説明し、その後は患者の理解の状況に応じた説明に努めるとともに、家族等に計画書の内容等を説明（情報通信機器等を用いる場合を含む）しても差し支えありません。

また、医師以外に、医師の指示を受けた看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が説明することも可能とされました。ただし、回復期リハビリテーション病棟入院料を算定している患者については、従前通り医師により説明を行います。